

香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

平成19年1月15日

規則第6号

改正 平成20年10月1日 規則第6号

平成29年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により、育児休業を始めようとする日の1か月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(職員の配偶者の行う子の養育方法)

第2条の2 条例第3条第5号の規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づく育児休業及び育児休業法以外の法律の規定に基づくこれらに類する方法とする。

(両親が育児休業等により子を養育するための計画についての申出)

第3条 条例第3条第4号の規定による申出は、様式第2号による計画書を、任命権者に提出することにより行わなければならない。

2 前項の計画書を提出した職員は、その申し出た事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を記載した届出書を任命権者に提出しなければならない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 第2条の規定は、育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

(4) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなった場合

2 前項の規定による届出は、養育状況変更届（様式第3号）により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

第6条 育児休業の承認を受けた職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認を取り消されたときは、職務に復帰するものとする。

(勤務した期間に相当する期間)

第7条 条例第6条第1項の規則で定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定による停職にされている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかったことに起因する休職にされていた期間を除く。）

(部分休業の承認の請求手続)

第8条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（様式第4号）により、部分休業を始めようとする日の1か月前までに、部分休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第9条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 様

所属長印

所属  
氏名

印

育児休業承認請求書

次のとおり **育児休業の承認** を請求します。  
**育児休業の期間の延長**

1 請求の期間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	
2 既に育児休業をした期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
3 請求の内容	(1) 育児休業 (2) 育児休業の期間の延長 (3) 再度の育児休業 (4) 再度の育児休業の期間の延長 ( (3)又は(4)の場合の必要な事情を記入)	
4 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
5 備考		

(裏)

- (注) 1 この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求書との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等若しくは戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「請求の期間」の欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」の欄の記入及び証明書類の添付は出生後、速やかに行うこと。
- 3 「備考」の欄は、（ア）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則別表第2第9号に掲げる休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。））、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、（イ）請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、（ウ）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 4 「請求の内容」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 様

所属長印

所属

氏名

印

育児休業等により子を養育するための計画書

香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第3条第5号の規定により、育児休業等により子を養育するための計画について、次のとおり申し出ます。

なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

1 子を養育するための計画	子の氏名及び生年月日	( 年 月 日生)
	計画の期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 私の育児休業による養育	当初の請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備考		

(裏)

- (注) 1 この計画書は、当初の育児休業の承認の請求の際に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 子の出生前に申し出る場合は、出産予定日を子の生年月日とみなして、各欄に記入し、子の氏名は出生後、速やかに記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、1及び2のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第3号 (第5条、第9条関係)

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 様

所属長印	
------	--

所属

氏名

印

養育状況変更届

次のとおり、育児休業に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。  
部分休業

1 届出の事由 (該当する番号を○で囲むこと。)

(1) 休業に係る子が死亡した。

(2) 休業に係る子が職員の子でなくなった。

(3) 休業に係る子を養育しなくなった。

(4) 休業に係る子を配偶者が養育できることとなった。

(5) その他 ( )

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

香川県後期高齢者医療広域連合長 様

所属長印

所属

氏名

印

部分休業承認請求書

次のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求の期間	年 月 日から		年 月 日まで		日間
2 請求の時間 (該当する項目を○で囲むこと。)	・毎日		時 分～	時 分	
	・その他 ( )		時 分～	時 分	
3 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年 月 日生			
4 請求期間中の育児時間	年 月 日から		年 月 日まで		日間
	毎 日		時 分～	時 分	
	その他 ( )		時 分～	時 分	
5 備 考					

(注) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求書との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書等若しくは戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。